

利尻富士町滞在型観光大型バス移入等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体旅行における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、「バスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」及び「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守し、適切な感染症対策のもとでバスツアーを実施する旅行者に対し、予算の範囲内において助成の措置を講ずることとし、もって本町の観光振興と感染リスク回避に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において、「旅行者」とは、旅行業法（昭和27年法律239号）に基づく登録旅行者で、日本国の事業者をいう。
- (2) この要綱において、「団体旅行」とは、単体のツアーにて10人以上が参加するものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、利尻富士町内にて団体旅行によるバスツアーを催行する旅行者とする。

(助成要件)

第4条 助成の要件は、次のとおりとする。

- (1) 利尻富士町内の宿泊施設に1泊以上する団体旅行であること。
- (2) 「バスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」及び「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」など、団体旅行催行にあたり必要な感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- (3) 団体旅行が、特定の政治及び宗教活動を目的としていないこと。

(助成の額)

第5条 助成の額は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄の額とする。

区分	助成額
本土からバスをフェリーに積載し、鵜泊港に上陸若しくは鵜泊港から出発する団体旅行	5万円
島内にてバスを貸切し催行する団体旅行	1万円

(助成対象者の募集)

第6条 町長は、期間を定めて助成対象者の募集をするものとする。

2 町長は、助成対象者の募集にあたっては、募集要領を定め公表するものとする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする旅行者（以下「事業実施者」という。）は、前条に規定する募集期間内に、助成金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、町に提出するものとする。

2 複数の団体旅行を催行し助成金の交付を受けようとする場合は、一括して申請することができるものとする。

3 手続上の相談は、利尻富士町観光協会において行う。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の交付申請を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査し、助成金を交付すると決定したときは、助成金交付決定書（別記様式第2号）により事業実施者に通知するものとする。

(事務の委任)

第9条 町長は、交付申請事務の一部を利尻富士町観光協会に委任することができるものとする。

(調査等)

第10条 町長は、当該事業について、現地調査等が必要と認めた場合は、その調査等を行うことができるものとする。

(実績報告)

第11条 事業実施者は、対象事業が完了したときは、当該事業の完了の日から14日以内に助成対象事業完了報告書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第12条 町長は、前条の報告書の内容を審査し適当であると認めたときは、その助成金の額を確定し、額の確定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(是正措置)

第13条 町長は、第11条に基づく報告書の提出を受けた後において、その報告内容に疑義等が生じた場合は、是正するよう求めることができる。

(助成金の取消し等)

第14条 町長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、助成金の取消し、又は停止、若しくは既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 助成金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- (2) 助成金の交付時に付した条件に違反したとき。
- (3) 町長が取消しの必要があると認めたとき。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

助成金交付申請書

年 月 日

利尻富士町長 様

申請者住所

氏名

㊞

（旅行業登録番号

）

利尻富士町滞在型観光大型バス移入等支援事業実施要綱第7条の規定に基づき助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 団体旅行の名称
（自社ツアー番号）（ ）
- 3 団体旅行の日程
- 4 団体旅行参加（見込）数
- 5 バス事業者名
- 6 担当者・連絡先

（添付書類）

- ・誓約書（付表1）
- ・フェリー積載等バス使用計画書（付表2）
- ・団体旅行の内容が確認できるもの（募集チラシ等）

別記様式第1号付表1（第7条関係）

誓約書

利尻富士町滞在型観光大型バス移入等支援事業の申請にあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 申請者が申請書に記載する内容に、間違いありません。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、「バスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」及び「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守し、感染対策に万全を期します。
- 3 特定の政治及び宗教活動を目的とした団体旅行ではありません。
- 4 申請者その他の従業員等は、暴力団及び暴力団員若しくは暴力団関係事業者ではありません。
- 5 申請書類に記載された情報は、公的機関（保健所、税務当局等）の求めに応じて提供することに同意します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

所在地 _____

商号又は法人名 _____

代表者職氏名 _____ (印)

別記様式第1号付表2（第7条関係）

フェリー積載等バス使用計画書

団体旅行行程 (自社ツアー番号)	日時	宿泊 施設名	参加者 (見込)	バス の長さ	フェリー航路		フェリー 予約番号	助成対象 経費	交付申請額
					出発港	到着港			
()									
()									
()									
()									
()									
()									
合計									

※島内にてバスを貸切し催行する団体旅行の場合は、バスの長さ、フェリー航路、フェリー予約番号欄の記入を省略できる。

※助成対象経費欄には、本土からバスをフェリーに積載し鴛泊港に上陸若しくは鴛泊港から出発する団体旅行の場合は一律5万円、島内にてバスを貸切し催行する団体旅行の場合は一律1万円を計上する。

別記様式第2号（第8条関係）

利尻富士町指令第 号
年 月 日

助 成 金 交 付 決 定 書

様

利尻富士町長

印

年 月 日付けで提出のあった交付申請について、利尻富士町滞在型観光大型バス移入等支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

交付決定額 _____ 円

記

（交付条件）

次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の取消し、又は停止、若しくは既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることがあります。

- （1） 助成金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- （2） 助成金の交付時に付した条件に違反したとき。
- （3） 町長が取消しの必要があると認めるとき。

別記様式第3号（第11条関係）

助成対象事業完了報告書

年 月 日

利尻富士町長 様

申請者住所

氏名

⑩

（旅行業登録番号

）

年 月 日付利尻富士町第 号指令により交付決定された事業が完了したので、利尻富士町滞在型観光大型バス移入等支援事業実施要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 団体旅行の名称
（自社ツアー番号）（ ）
- 2 団体旅行の日程
- 3 団体旅行参加者数
- 4 担当者・連絡先
- 5 振込先口座情報

（添付書類）

- ・フェリー積載等バス使用実績書（付表）
- ・助成対象となる自動車航送券の写し
- ・使用したバスの自動車検査証の写し
- ・町内宿泊施設に宿泊したことが証明できる書類（宿泊証明書や領収書等）
- ・島内にてバスを貸切し催行した団体旅行の場合は、バス貸切を証明できる書類

別記様式第3号付表（第11条関係）

フェリー積載等バス使用実績書

団体旅行行程 (自社ツアー番号)	日時	宿泊 施設名	参加者数	バスの長さ	フェリー航路		助成対象 経費	助成金 精算見込額
					出発港	到着港		
()								
()								
()								
()								
()								
()								
合計								

※島内にてバスを貸切し催行する団体旅行の場合は、バスの長さ、フェリー航路欄の記入を省略できる。

※助成対象経費欄には、本土からバスをフェリーに積載し鴛泊港に上陸若しくは鴛泊港から出発する団体旅行の場合は一律5万円、島内にてバスを貸切し催行する団体旅行の場合は一律1万円を計上する。

別記様式第4号（第12条関係）

額の確定通知書

年 月 日

様

利尻富士町長

Ⓜ

年 月 日付で提出された助成対象事業完了報告書について、利尻富士町滞在型観光大型バス移入等支援事業実施要綱第12条の規定に基づき、額を確定したので通知します。

記

助成金確定額 金 円

交付年月日 年 月 日